

【亡くなられた方の戸籍謄本取得について】

ご相続人様を確定するため、亡くなられた方のご出生からご逝去までの連続した戸籍謄本(原本)または法定相続情報一覧図(原本)をご提出ください。

以下の場合など、戸籍謄本が複数存在する場合には、すべてのご提出をお願いいたします。

<戸籍が複数作成される例>

- ・ 本籍地を移転した
- ・ 法令改正による新戸籍の作成(昭和 32 年法務省令 27 号、平成 6 年法務省令 51 号)
- ・ 婚姻または養子縁組等により、他の戸籍から異動した

(注1) ご相続人様に亡くなられた方の兄弟姉妹が含まれる場合は、ご相続人様を確定するため、亡くなられた方のご両親(養父母を含む)の出生からご逝去までの連続した戸籍謄本もご提出ください。

(注2) 代襲相続、その他相続形態等により、亡くなられた方の戸籍謄本からご相続人様の確認ができない場合には、そのご相続人様が法定相続人であることを確認できる戸籍謄本についてもご提出ください。